



平成 29 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 ケイアイスター不動産株式会社  
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 埴 圭二  
(コード番号：3465 東証第一部)  
問合せ先 執行役員 管理本部長 松澤 修  
(TEL. 0495-27-2525)

## 業績連動型報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 19 日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、当社の取締役（社外取締役を除きます。）（以下、「取締役」という。）を対象に新しい業績連動型報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入することを決議し、本制度に関する議案を平成 29 年 6 月 27 日開催予定の当社第 27 回定時株主総会（以下、「本総会」という。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度の導入

当社は、取締役を対象に、中長期的視野をもって、業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、当社の業績と株式価値との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高い報酬制度である本制度を、本総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件に導入することといたしました。

具体的には平成 27 年 9 月 29 日開催の臨時株主総会にて決議いただいた取締役の報酬限度額（年額 5 億円以内（ただし、使用人給与相当額を除きます。））とは別枠で、新たな業績連動型報酬を平成 30 年 3 月末日で終了する事業年度から取締役に対して支給するため、報酬等の額および内容について、ご承認をお願いするものです。この結果、取締役の報酬は、「基本報酬」、「賞与」および「業績連動型株式報酬」により構成されることとなります。

#### 2. 本制度の概要

##### (1) 本制度における報酬等の額および内容

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という。）を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員報酬に係る株式給付規程（以下、「株式給付規程」という。）に従って、業績達成度、業績貢献度に応じて当社株式を給付する業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

##### (2) 対象者

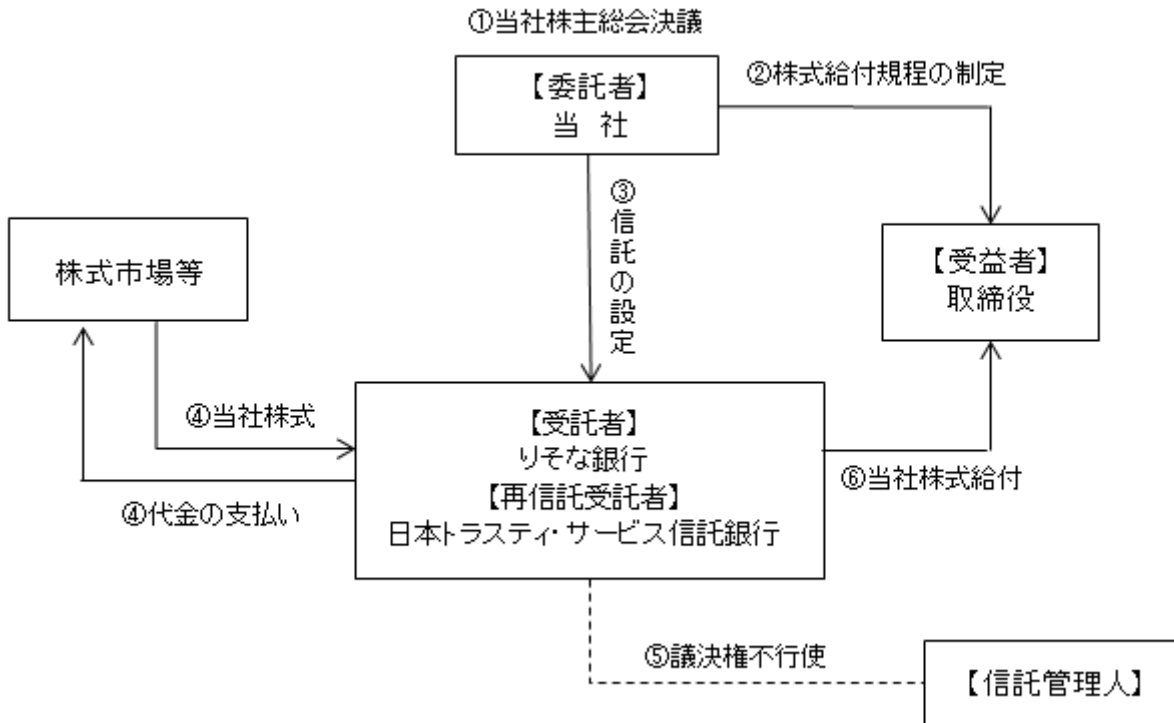
当社の取締役（社外取締役を除きます。）とします。

### (3) 対象期間

平成 30 年 3 月末日で終了する事業年度から平成 32 年 3 月末日で終了する事業年度までの 3 事業年度および当該 3 事業年度の経過後に開始する 3 事業年度ごとの期間（以下、それぞれの 3 事業年度を「対象期間」という。）とします。

### (4) 本制度の運営に伴う信託の設定

当社は、本制度の運営にあたって、受託者との合意の上で、以下の信託を設定して運営します。



- ①当社は、本制度の導入に関して、当社株主総会において本信託に拠出する金銭の上限額および内容についての承認決議を得ます。
- ②当社は、本制度の導入に関して、取締役会において株式給付規程を制定します。
- ③当社は、上記①の当社株主総会で承認を得た範囲内で金銭を信託し、本信託の対象者を受益者候補とする信託(本信託)を設定します。なお、上記範囲内で金銭を追加して信託することができるものとします。
- ④本信託は、上記③で信託された金銭を原資として、当社株式を株式市場等を通じて取得します。
- ⑤本信託内の当社株式については、信託期間を通じて議決権を行使しないものとします。
- ⑥信託期間中、上記②の株式給付規程の定めにより、本信託の対象者の役位および業績達成度、業績貢献度に応じて対象者にポイントが付与されます。原則として取締役の退任時において株式給付規程に定める一定の受益者要件を満たした対象者に対して、付与されたポイントに応じた数の当社株式を給付します。

### (5) 信託期間

平成 29 年 8 月中旬（予定）から本信託が終了するまでとします。（特定の終了期日は定めず、本制度が

継続する限り本信託は継続するものといたします。)

なお、本信託は、当社株式の上場廃止、株式給付規程の廃止等により終了するものとします。

#### (6) 当社が拠出する金銭の上限

当社は、当初対象期間に本信託に基づく対象者への給付を行うための株式の取得資金として、1億円を上限とする金銭を拠出し、受益者要件を満たす対象者を受益者とする信託を設定します。対象期間中、1億円の範囲内で株式の取得資金を追加して信託することができるものとします。

本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を株式市場等を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。なお、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は対象期間ごとに、1億円を上限として追加拠出を行います。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役が付与されたポイント数（ポイントについては、下記(8)ご参照。）に相当する当社株式で対象者に対する株式の給付が未了であるものを除きます。）（以下、「残存株式」という。）および金銭があるときは、残存株式等は以後の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、当社が当該対象期間において追加拠出できる金額の上限は、1億円から残存株式等の金額（株式については、当該直前の対象期間末日における時価をもって残存株式の金額とします。）を控除した金額とします。

ご参考として、平成29年5月18日の終値1,762円での取得を前提とした場合、当初の対象期間に関して当社が取締役への給付を行うための株式の取得資金として拠出する資金の上限額1億円を原資に、すべて株式として取得した場合の株式数は、56,753株（単元未満株は切り捨て）となります。なお、本信託が取得する時点の株価により取得する株式数は増減します。

#### (7) 信託による当社株式の取得方法および取得時期

本信託による当社株式の取得は、上記(6)の本信託へ拠出する金銭の額の上限以内で株式市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

#### (8) 本信託対象者へ給付される当社株式数の算出方法

本信託対象者には、各対象期間中の各事業年度における役位及び業績達成度、業績貢献度に応じて各事業年度にポイントが付与されます。付与されたポイントは、株式給付に際し、1ポイントあたり当社普通株式1株に換算されます。ただし、本信託期間中において、当社株式について株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行います。

#### (9) 本信託対象者への当社株式給付時期

本信託対象者が退任し、受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続きを行うことにより、原則として退任時に定められた確定ポイント数の80%に相当する数（単元未満株式は切り捨て）の当社株式を給付し、残りの20%に相当する数の（単元未満株式は切り捨て）当社株式については、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭を給付するものとします。

#### (10) 信託内の当社株式の議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社経営への中立性を確保するため、一律不行使といたします。

(11) 信託内の当社株式の配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当金は本信託が受領し、当社株式の取得・信託報酬等の信託費用に充当されることとなります。

(12) 信託終了時の取扱い

本信託は、株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭および本信託内に残存する配当金については、その時点で在任する本信託の対象者に対し、各々の累積ポイントの数に応じて、按分して給付することを予定しています。

【本信託の概要】

名称	: 役員向け株式給付信託
委託者	: 当社
受託者	: 株式会社りそな銀行 株式会社りそな銀行は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と特定包括信託契約を締結し、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は再信託受託者となります。
受益者	: 本信託対象者のうち、受益者要件を満たすもの
信託管理人	: 当社と利害関係を有しない第三者
本信託契約の締結日	: 平成 29 年 8 月中旬 (予定)
金銭を信託する日	: 平成 29 年 8 月中旬 (予定)
信託の期間	: 平成 29 年 8 月中旬 (予定) から本信託が終了するまで

以上